

所管部課	まちづくり部 都市づくり課		部長	金子 秀之	
件名	東大和市居住安定援助賃貸住宅事業に係る事務処理要綱について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	健幸福祉部生活福祉課			
<p>1. 要 旨</p> <p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）の一部改正に伴い創設された、居住安定援助賃貸住宅事業（居住サポート住宅を市が認定する制度）を開始するに当たり、必要となる運用基準等を定めるものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①目的 ②通則 ③用語の定義 ④事業内容 ⑤認定業務の実施 ⑥監督業務の実施 ⑦その他 <p>(2) 施行日 令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>今後、増加が見込まれる住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、居住の安定の確保を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和7年10月1日 住宅セーフティネット法の一部改正</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁議における報告後、速やかに事務を進めたい。 ・認定制度の実施に関し、まちづくり部と健幸福祉部が連携して取り組む必要があることから、詳細な事項については、別途「東大和市居住安定援助賃貸住宅事業に係る事務処理要領」を定める。 					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					